

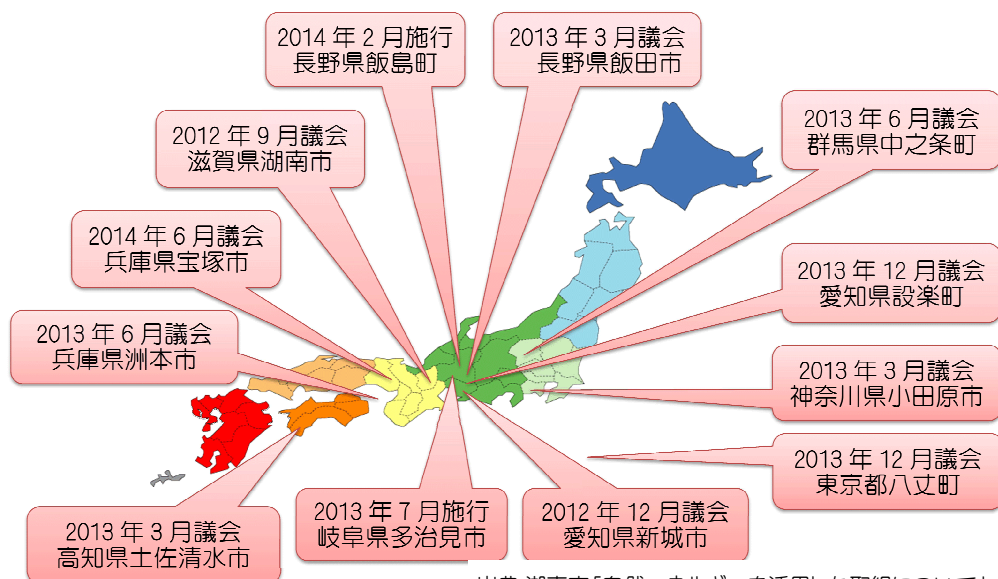
NO NUKES まちの便り まちの声

非核平和自治体情報誌

2018/9/15 17号

発行：非核の政府を求める京都の会

■ 湖南省に続いて制定された地域自然エネルギー条例



出典：湖南省「自然エネルギーを活用した取組について」

特集：地域に根差した湖南省の再生可能エネルギー施策

—目 次—

特集：湖南省再訪

- ・湖南省における自然エネルギーを活用した取組について
～市民共同発電所、こなんウルトラパワーを核にした
地域自然エネルギーの地域循環政策の推進～2 頁
池本 未和(滋賀県湖南省 総合政策部 地域創生推進課地域エネルギー室)
- ・取組みを実際に聞いて
イモ発電に挑戦～農業×福祉×エネルギー～6 頁
新妻 義輔(非核の会京都常任世話人、元朝日新聞大阪本社編集局長)

連載:原発のない日本を求めて、講演行脚⑩8 頁
無視してならない原発事故の“特殊性”、一原発にこそ適用すべき“予防原則”、
市川 章人(非核の会京都常任世話人、日本科学者会議会員)

連載:NO NUKES 千秋(せんしゅう)の想い⑪9 頁
“第五福竜丸以外の大勢の船乗りも被ばく者だ”と判決は断じた。
高知のビキニ国賠訴訟は被災船員救済への展望を切り開いた。
核禁条約推進の地球市民と力合わせ、さあ、もうひと頑張りだ！
長谷川千秋(非核の会京都常任世話人、元朝日新聞大阪本社編集局長)

湖南省再訪、確固たる基本条例と豊かな歴史的伝統が息づく

4 年前に訪れた湖南省を、望田幸男代表、新妻義輔常任世話人、市川章人常任世話人、伊藤ともえ事務局次長、長谷川長昭事務局長の 5 人が再訪した。自然再生エネルギーと地域経済の発展への取り組みが、その後、どのように推進されているかを学ぶためであった。「地域の自然エネルギーは、地域の発展に資するように活用する」と宣言した「地域自然エネルギー基本条例」(2012 年制定)は堅持され、具体的施策の支柱として機能していた。

同時に、再訪による新たな発見・再認識は、湖南省を包む地域の歴史的伝統と豊かに接合されていることであった。それは、この地域における戦前・戦後を貫く障害者福祉の活動であり、県立近江学園に象徴される伝統である。つまり自然再生エネルギーへの取り組みも、障害者福祉活動という地域の歴史的伝統と接合されていた。広く啓発され、深い思考をさそわれた再訪であった。

湖南省における自然エネルギーを活用した取組について ～市民共同発電所、こなんウルトラパワーを核にした 地域自然エネルギーの地域循環政策の推進～

池本 未和（滋賀県湖南省 総合政策部 地域創生推進課地域エネルギー室）

■湖南省の概要

○湖南省の位置と地勢

湖南省は滋賀県南部に位置し、大阪、名古屋から 100km 圏内にあり、近畿圏と中部圏をつなぐ広域交流拠点となっています。南端に阿星山系を、北端に岩根山系を望み、これらの丘陵地に囲まれて、地域の中央を野洲川が流れています。野洲川付近一帯に平野が開け、水と緑に囲まれた自然環境に恵まれた地域です。総面積 70.40 km²で、地形は、平地、丘陵、山林に分かれ、山林が土地全体の 51.9%を占めています。名神高速道路の開通に伴い、栗東インターチェンジなどに近接する有利な立地条件を利用して県内最大の湖南工業団地が造成されました。

また、国道 1 号と国道 1 号バイパス、JR 草津線が地域を東西に横断しており、鉄道に関しては石部駅、甲西駅、三雲駅の 3 駅が設置されています。これらの交通基盤を利用して京阪神都市圏への通勤通学に利便性が高く、ベッドタウンとしての住宅地開発が進んでいます。



池本未和様

■エネルギー事業の背景

○福祉のまち湖南省

滋賀県立近江学園は昭和 21 年 11 月、大津市南郷に糸賀一雄氏らによって創設され、昭和 23 年 4 月の児童福祉法の施行に伴い、県立の児童福祉施設となりました。

「この子らを世の光に」と人々に語りかけた糸賀氏は、池田太郎氏、田村一二氏らとともに知的障害児・者の療育に力をそそがれました。その後、昭和 46 年 9 月、現在の湖南省に移転後も糸賀氏らの心は受け継がれ、知的障害を持った子どもたちが豊かに育っていくよう支援しています。(滋賀県 HP より)

こうして、近江学園や社会福祉法人が運営する知的障がい者支援施設（更生施設・授産施設）の

開設が相次ぎ、福祉発祥の地となりました。その後も福祉先進の地として、民間事業所や個人が全国的にも先駆的な取り組みであり、現在は障がい児・者や高齢者のための各種福祉施設が多く存在しています。

○地域資源の活用

湖南省内の福祉施設の職員であった溝口弘氏が、障害があっても認知症になっても普通に働き、普通に暮らせる共生型の社会をめざすとの理念を基に株式会社てん共働サービス株式会社を設立しました。

京都議定書が締結された平成 9 年に、地球温暖化防止として、自分たちでできる行動をとるの想いから、市民等の出資による太陽光発電所 4.35 kW を株式会社てん共働サービスの屋根に設置しました。事業型としては全国初の市民共同発電所「てんと

うむし 1 号」です。

平成 24 年 7 月から再生可能エネルギーの固定価格買取制度が始まっていますが、てんとうむし 1 号の設置に関わってこられた方々が、市民等の普及啓発に効果的な市民共同発電所の設置を促進するため、発電単価を保証する買取価格保証の制度を導入してほしいと、全国市民・地域共同発電所フォーラムで提案等を行ってきました。こうして、市民共同発電所発祥の地である湖南市から全国へ広がりをみせ、気候ネットワークの調査によると、現在、全国で約 1,000 基の市民・地域共同発電所が稼働しているそうです。



てんとうむし 1 号

○緑の分権改革事業

市においては、平成 23 年度総務省の緑の分権改革調査事業の中で、地域にあるもの（人、資金、食料、エネルギー、歴史、文化など）を生かした地域循環システムの構築に取り組んできました。

緑の分権改革は、総務省で平成 21 年度からスタートした事業で、都市部に集中する社会構造を地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会への転換を図るという事業です。

市の緑の分権改革プロジェクトでは、全国初となる事業型市民共同発電所の取組、また発達支援システムを取り入れた障がい者福祉の施策があるなか、これらを生かして福祉を軸とした地域自立・循環システムの構築を目標とし、地域の資源生かした域内循環の取組を進めてきました。

■市のエネルギー政策

○湖南市地域自然エネルギー基本条例制定 ～全国初のエネルギー条例～

緑の分権改革事業で地域の資源を生かした域内循環の取組を進めるなか、地域に降り注ぐ太陽光等自然エネルギーは、地域固有の資源であり、地域に根ざした主体が地域の発展に資するように活用するために一定のルールを定めたものが必要と考え、平成 24 年 9 月に湖南市地域自然エネルギー

基本条例を制定しました。

条例は、目的として地域の自然エネルギーは、地域固有の資源であるとの認識のうえ、地域経済の活性化につながる取組を推進し、地域社会の持続的な発展に寄与することとしています。

基本理念として、経済性に配慮しつつ活用を図ること、地域の発展に資するように活用することとし、地域内での公平性及び他者への影響に十分配慮することとしています。

市や事業者、市民の役割を明文化しており、それぞれ市は人材育成、市民、事業者の支援を図ることとし、事業者は効率的なエネルギーの需要と供給に努めること、市民は知識の習得と実践を図ることとしています。

また、市は、学習の推進を図ることとしており、自然エネルギーなどに関する市民連続講座を定期的で開催しています。平成 24 年度から平成 29 年度まで約 50 回の勉強会等を実施し、延べ約 1,800 人が参加をしました。



夏休み親子エコものづくり講座



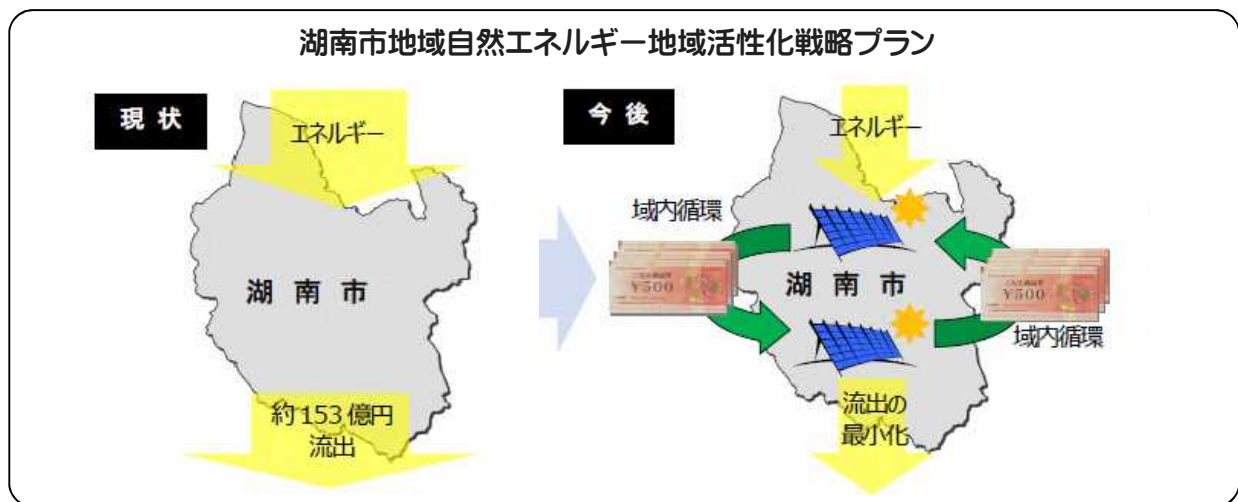
イモ収穫祭

○湖南市地域自然エネルギー地域活性化戦略プラン～エネルギーを地域内で流通～

基本条例に掲げる理念に沿って、地域資源を生かした自然エネルギーの積極的な活用に取り組むことにより、地域が主体となった持続的な地域社会構築のための戦略を示すことを目的に、湖南市地域自然エネルギー地域活性化戦略プランを策定しました。

地域に存在する自然エネルギーを地域内で流通させることは、これまで市外に流出していた資金を地域内に還流させるものであり、地域経済の活

性化に寄与するとともに、エネルギーの自給力の向上にもつながると考えています。



エネルギーと経済の循環による地域活性化の推進、自立分散型のエネルギーの確保、地球温暖化防止への貢献を基本方針とし、エネルギーの流出の最小化を図ることを目指しています。

は、商品券使用可能は約 180 店舗、31,400,000 円を超える累計発行額となりました。

地域の自然エネルギーから得られた恵みで地域内の経済循環の一役を担っていると考えています。

●市外に流失しているエネルギー費用（化石燃料費）の試算（平成 23 年度）●

国内総生産額	474	兆円	A
化石燃料輸入総額	23	兆円	B
湖南市の総生産額	3142	億円	C
湖南市の化石燃料輸入支出額	153	億円	$C \times B \times A$

○プランに基づく取組

・小規模分散型市民共同発電プロジェクト

地域自然エネルギー地域活性化戦略プランに基づき、地域にある自然エネルギーを活用した持続可能なまちづくりに向けて、市民を中心に、事業者や大学等の研究機関、金融機関、行政が相互に連携を図りながら協働して取組を進めています。

一般社団法人コナン市民共同発電所プロジェクトによる、地域商品券配当型の市民共同発電所が、現在 4 基稼働しています。

これらの発電所は、市民等の出資や寄付参加により太陽光発電設備を設置し、地域新電力会社のこなんウルトラパワーへ売電を行い、その売電益を出資者へ地域商品券で配当を行っています。

平成 25 年度から、市民共同発電所の売電益の配当をきっかけに、商工会の商品券発行事業がスタートしました。当初の商品券使用可能店舗は、80 店舗でしたが、敬老祝い金や自治会での利用、国のプレミアム商品券事業等で拡がり、昨年度末で



コナン市民共同発電所式号機



こなん商品券

・バイオマス燃料製造プロジェクト

～イモ発電への挑戦～

平成 26 年に、福祉事業者を中心にこなんイモ・夢づくり協議会が設立され、近畿大学鈴木教授が提唱するイモ発電への取組が始まっています。

市内の遊休地等で、棚を用いた空中栽培法によりサツマイモを多量栽培し、六次産業化に取り組み、規格外品や蔓、葉っぱ等を活用し、メタン発

酵によりガス化発電を目指すものです。

サツマイモの栽培や収穫等には高齢者、障がい者、子どもの関わりが可能であり、農業・福祉・エネルギーをつなぐまちづくりとして期待されています。



空中栽培イモへの水遣りの様子

・スマートグリッド街区のモデル的整備プロジェクト～地域新電力事業の背景～

スマートグリッド街区のモデル的整備プロジェクトの実現に向けては、湖南市域におけるスマートエネルギーシステム構想検討事業として滋賀県と大阪ガス株式会社との共同により経済産業省の地産地消再生可能エネルギー面的利用補助金事業を実施しました。

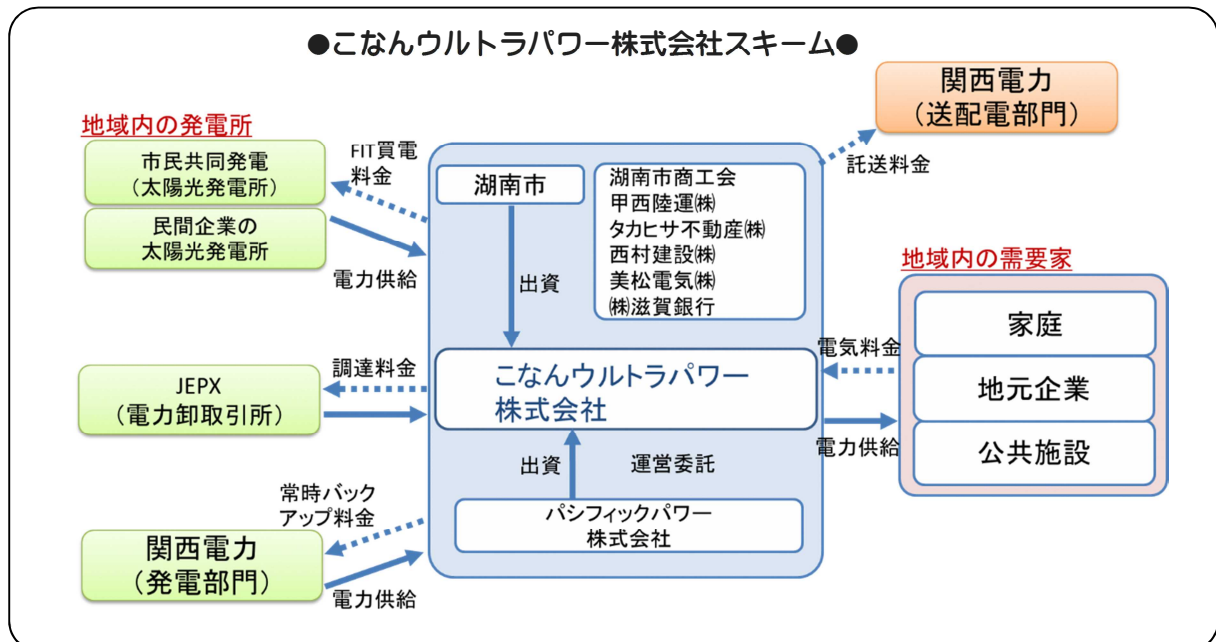
自治体が取り組む地域新電力事業は、電力の地産地消に加え、地域活性化、地方創生につながる事業であると判断し、地域新電力事業に取り組むこととなりました。

○地域新電力事業の概要

平成 28 年 5 月に、湖南省、パシフィックパワー株式会社、湖南省商工会、甲西陸運株式会社、タカヒサ不動産株式会社、西村建設株式会社、美松電気株式会社、株式会社滋賀銀行の合計 8 者で官民連携により「こなんウルトラパワー株式会社」を設立しました。湖南省地域自然エネルギー地域活性化戦略プランに掲げる基本方針を事業目的とすることについても、市内の出資会社に共感をいただきました。

事業内容は、小売電気事業の他に熱供給及び熱利用事業、また利益を活用し、新事業やまちづくり事業等地域振興に関する事業を担い、地域の活性化に寄与することとしています。

また、市と相互に連携し、地域の資源を活用した地域活性化の推進に資するため、包括的連携協定を締結し、平成 28 年 10 月から電力小売り事業を開始しました。



○事業の特長

こなんウルトラパワー株式会社は、コナン市民共同発電所、市内の太陽光発電所、JEPXからと、関西電力から常時バックアップの供給を受け、公共施設、民間企業への電力の供給を行っています。

平成 28 年 10 月からの小売電力事業開始後、初年度の利益を活用し、昨年 3 月には次の事業展開として、ウルトラパワーの構成会社のノウハウを

生かし、省エネルギー診断事業や省エネ型エアコン寄付、市内エネルギー事業者への支援を実施しました。

前述の省エネルギー診断結果に基づき、学校体育館へのLED照明の導入など、具体的省エネ化を進めています。

また、昨年 4 月には一般家庭に対する供給メニューやサービスを検討するためモニター募集を行

い、同年 7 月から一般家庭への試験供給を開始しました。

■新エネ大賞受賞

市民、地元企業、行政等が連携し、地域活性化の推進、地球温暖化防止への貢献等を基本方針として、それぞれの立場で再エネルギーの普及活動を実施しています。

再生可能エネルギーの普及活動や、電力の地産地消の取組が、第 21 回 平成 29 年度新エネルギー大賞の新エネルギー財団会長賞を受賞しました。地域の様々な主体が手を組んで活動している点、特に、電力自由化などの政策を活用し、市民共同発電所と地域新電力との連携により電力の地産地消を実現したことが評価されました。

市民共同発電所と、地域新電力会社、行政の連携による自然エネルギーの普及啓発活動においての受賞は、全国で初めてとなります。

■今後の展望

こなんウルトラパワー株式会社は、官民連携により設立に至りました。

地域においては、地域に根ざした様々な主体に

よる取組を進めることが大切であると考えています。

当市においては、自治体の主導による地域の主体が関わる官民連携の地域新電力会社が、その担い手になると考えています。本年度の当初予算編成の基本方針の、特に推進すべき事業として、「市民共同発電所、こなんウルトラパワーを核にした地域自然エネルギーの地域循環政策の推進」を位置付けています。

地域に密着した小売電力事業を核として、地域が活性化するように、商工会はじめ、市内企業と協働で取組を進めて行くこととしています。



こなんウルトラパワー株式会社 役員一同



取り組みを実際に聞いて イモ発電に挑戦～農業×福祉×エネルギー～

新妻 義輔（元朝日新聞大阪本社編集局長）

21 年前の 1997 年に日本で初めて、太陽光発電の市民共同発電所「てんとうむし 1 号」が産声をあげた滋賀県湖南市。今、ここで、障害者・高齢者の支援と農業、そして新たなエネルギーをつなぎ、支え合うまちづくりが注目されています。

「イモ発電」への挑戦です。太陽光を利用したコナン市民共同発電所は現在、4 基が稼働中です。1 号機・バンバン発電所（設備容量 20.8 K W）、2 号機・甲陸発電所（105.6 K W）、3 号機・十二坊温泉ゆらら発電所（16.3 K W）、4 号機・柑子袋まちづくりセンター発電所（23.6 K W）。地域新電力事業をおこなう「こなんウルトラパワー株式会社」が、市内の公共施設や市内の民間企業に電力を供給。売電収入は、「こなん商品券」で出資者に配当され、市内で使える店はスタートのときの 80 店から 173 店に増え、地域内経済循環の一助にな

っています。電力の「地産地消」、地域エネルギーの内部循環であり、「電力の可視化」です。

「空中イモ栽培」で電気をつくる

市民による再生可能エネルギー発電所の先進地である湖南市は、立ち止まってはけません。「イモ発電」に挑戦しています。「イモが日本を救う 湖南市からの挑戦！」の旗をかがげ、サツマイモを利用した発電です。イモ発電は、サツマイモを細かくして、メタン菌とあわせて発酵させて発生するメタンガスを使って発電機で電気をつくります。

平均的な家庭の 1 日分の電気をつくるのに、サツマイモが 20 キロ必要です。たくさん必要になるのサツマイモを生産するために取り入れているのが、「空中栽培イモ」。袋に土を入れ、その袋でサツマイモを育てます。棚に袋を置くことで、単位面積あたり、畑での栽培より 3~8 倍の量の収穫ができます。

収穫したサツマイモはまず、おいしくいただきます。しかし、小さなものや収穫の時に傷ついたもの…食べるのにはふさわしくないものが出てきます。そんな欠陥サツマイモと茎や葉を発電に利用しています。たくさんのサツマイモを育てることで、空気中の二酸化炭素を減らし、酸素を増やすことができ、地球温暖化防止にも役立ちます。

障害者も ひきこもりの若者も、高齢者も それぞれが主役

注目されているのは、イモの栽培方法だけではありません。障害のある人や認知症を抱える人、車イスの人、高齢者、ひきこもりの若者、こどもも土づくり、袋詰め、植え付け、水やり、収穫、運搬などなどに参加できるのです。実際に、湖南市にある知的障害者らが入所する公的福祉施設「近江学園」をはじめ養護学校、ディサービス施設など 41 施設が、イモ空中栽培に取り組んでいます。

また、湖南市の人口は 5 万 5000 人。そのうち 65 歳以上の高齢者が 5 年前は 16% だったのが、今年 2018 年には 21% と高齢化が進んでいます。

障害者福祉と新しい自然再生可能エネルギーがさりげなく結びつき、支え合うまちづくりを意欲

的に推し進めている背景には、「社会福祉の父」と呼ばれる故糸賀一雄氏が 72 年間前の 1946 年に創設したときから受け継がれてきた、近江学園の「こころ」があります。「この子らを世の光に」という糸賀氏の理念です。どの子どもたちも生まれながらに輝くものを持っている、という揺るがない心です。知的障害をもつ子どもたちが豊かに育っていくように教育や医療に力が注がれてきています。

相次ぐ政治家の人権否定、差別発言のなか 輝きます湖南市

2 年前の 2016 年 7 月に、相模原市の知的障害者施設「津久井やまゆり園」で入居者 19 人が死亡、26 人が重軽傷を負った殺傷事件が起きました。2018 年夏には自民党の国会議員から「生産性のない人間は切り捨てる」と、性的少数者の人権と尊厳を踏みにじり、女性を差別する発言が相次ぎました。ナチス「優生思想」と同根です。

それだけに、いろいろな人たちの立場に立ち、持続可能なまちづくりをめざしている、「きらめき・ときめき・元気創生」の総合戦略をかかげる湖南市が、今、いっそう輝いて見えます。

湖南市では、障害のある人と健常者がいっしょに散歩する姿が風景としてなじんでいます。外から来た障害のある人が「湖南市は心地よい」と言っていると聞きました

北海道を含め教育者、議員団などの視察が毎年、10 数件から 20 数件あります。

(当会常任世話人)

パワーポイントを使って丁寧な説明をされる池本様→



←熱心に聞き入る市川・新妻・望田・長谷川

連載：原発のない日本を求めて講演行脚⑩

無視してならない原発事故の“特殊性”
—原発にこそ適用すべき“予防原則”—

市川章人(日本科学者会議会員)

福島原発事故からすでに7年半。多くの人々がまだ「復興」が進んでいないと心配する。しかし、原発事故災害では「長さ」の問題より、真の意味で「復興」という概念は当てはまらない点が特徴だ。各地で大規模自然災害が続くが、これらとは比べられない本質的に異なる“特殊性”が原発事故災害にあるためだ。

■原発事故災害の“特殊性”とは

原発事故災害は、福島原発事故が示すように、多くの人生をこわした。しかし、地域社会を破壊し、国レベルの被害にも拡大して、決して個々人の被害で終わらない点が原発事故災害の特殊性である。

チェルノブイリ原発事故が示すように(図)、被ばくが人類の生存を脅かすのも原発事故の特殊性である。子どもや住民にあらゆる疾病の罹患率が増え、生命力の低下、老化の加速など深刻な事態をもたらした。

しかし、原発事故災害の特殊性の核心は被害の“不可逆性”にある。それは、上記被害を重ねて、人々を故郷から追い出し、郷土の歴史や文化も断ち切って地域社会を破壊させ、二度と元に戻せなくすることである。原発事故災害では真の復興はありえない。

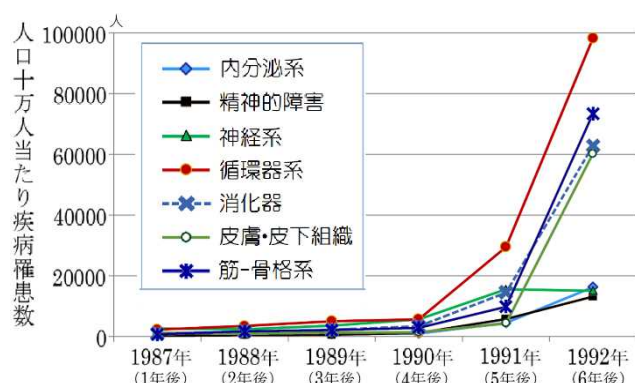
これは、人間のライフサイクルと比べ、放射性物質の減り方が極めてゆっくりしているためで、セシウム137は100年たつてようやく10分の1になる。本来は生命をはぐくむ土台である自然は汚染され、超長期にわたり生命を脅かす存在になる。

このような“特殊性”ゆえに、原発事故は万が一にもあってはならないのである。

■“特殊性”の無視の上に強行される原発再稼働

昨年3月大阪高裁が高浜3,4号機の運転差止仮処分を取り消し、今年7月名古屋高裁金沢支部が大浜3,4号機の運転差止判決を取り消した。これら司法の特徴は、新規規制基準に適合しておれば問題なしとする主体性のない行政追従の姿勢である。

原子力規制委員会は司法対策のために2016年に



▲ 北部ウクライナ住民の疾病罹患状況(10万人当り)

『新規規制基準の考え方について』(以下『考え方』)という文を出した。

『考え方』は、次のように、問題を科学技術に矮小化して再稼働に都合の良い論理をくり広げる。

- ・科学技術はリスク覚悟で使うもの。危険性が社会通念上無視し得る程度まで管理されていれば安全。
- ・原発の安全性も他の科学技術と同じ扱いでよい。
- ・原発で「放射性物質を絶対漏らさない」は不可能。
- ・社会が受忍すべき被害程度は規制委員会が決める。

このように『考え方』は原発事故災害の“特殊性”を完全に無視し、他の科学技術と同列においた。被ばくを当然視し、被害程度を勝手に決めるが、規制委員会は科学技術の専門家であり、被害の受忍の程度や可否という社会問題に関する専門性はない!

しかし、上記裁判所は、決定文で、被害についても規制委員会を専門家扱いし、「危険性が社会通念上無視し得る程度にまで管理・統制されている」など『考え方』と全く同じ文言を使った。主体的判断が求められる“試験答案”におけるカンニング行為に等しい。

■原発にこそ適用すべき“予防原則”

“予防原則”とは、被害が確認されてから取り組む対症療法的な対策ではなく、「原因と被害の科学的立証がなされていない状況でも、深刻なあるいは不可逆的な被害のおそれがある場合に予防対策*を実施する」という考え方である。

これは、1990年代に、環境を保全し、持続可能な社会を目指す上で、重要で価値のある対策として人類が到達した英知である。しかも、下線部はまさしく原発事故災害の特徴であり、原発こそ“予防原則”を適用し即刻禁止すべき対象である。

他にも、“特殊性”の無視は原子力災害対策も歪ませる。住民避難の責任を一般災害と同列にして自治体に押し付けたのがその表れで、自治体に深刻な困難をもたらす。この点は改めて明らかにしたい。

*例: 化学物質 DDT、PCB、フロンの使用・製造の制限・禁止

【追記】上記の“特殊性”無視の詳細や、原発事故時に自治体が陥る困難や犠牲の構造などを福島原発事故で検証した本を8月に出版した。自治体関係者や議員の方々にぜひお読みいただきたい。

『原発事故 新規規制基準と住民避難を考える』

A4版 150ページ、図表・資料豊富、頒価 1200円

申し込み先は、京都自治体問題研究所

電子メール: kyoto@kyoto-jichiken.jp

電話:075-241-0781、FAX:075-708-7042

以上

(当会常任世話人)



せんしゅう
連載: NO NUKES 千秋の想い⑩

**“第五福竜丸以外の大勢の船乗りも被ばく者だ”
と判決は断じた。高知のビキニ国賠訴訟は被災船員救済への展望を切り開いた。核禁条約推進の地球市民と力合わせ、さあ、もうひと頑張りだ！**

長谷川千秋（元朝日新聞大阪本社編集局長）

前回の本コラムで「注目！」と予告した2018年7月20日、高知地裁（西村修裁判長）の「ビキニ国賠訴訟」判決について私見を述べます。

共同通信の「不当判決」の旗出し写真に始まって報道各社のウェブサイトから次々「元船員ら敗訴」の速報に接したときは正直、がっかりしました。しかし、判決後に太平洋核被災支援センターから送っていただいた「判決要旨」に目を通し、「いや、待てよ」と思い直しました。1954年の米国によるビキニ水爆実験周辺海域で操業していた高知県の漁船乗組員ら45人の損害賠償請求は棄却しましたが、「当裁判所の判断の要旨」の冒頭で「証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば」原告らが「被ばくした事実が認められる」と断じていたからです。

これはすごいことです。私は長く広島・長崎の被爆者たちの原爆症認定集団訴訟の傍聴支援に通う中、国の原爆症認定却下を取り消させるための原告・弁護団の文字通り命をすり減らす裁判闘争を見てきました。まして核実験被害者には被爆者援護法のような法律がいまだにありません。今回の判決は、司法として第五福竜丸以外の多数の漁船員らの被ばくを初めて認めたに止まらず、この事実認定がなければ、救済への突破口がなかなか開けないのです。被告の国側はこの裁判最初の反論（2016年9月29日付第1準備書面）で、第五福竜丸の漁船員に放射線被ばくした者がいたことは認めましたが、「その余は不知」の一言（同書面4頁）つまり知らぬ存ぜぬで押し通そうとしていたのです。

私は「判決要旨」で表現された「証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば」の中身を確認しようと後刻、判決全文（100頁）を取り寄せ、読みました。第3の柱「争点に対する判断」から裁判所の考え方が示



されていますが、ビキニ事件の歴史的経緯、放置された第五福竜丸以外の無数の被災船員らの存在などが、ほとんど原告団提出の証拠と主張通りに事実認定されています。原告一人ひとりが語った乗船当時の諸環境、その後の体調等も検証されています。そして、米国による核兵器使用によって被害を受けたという共通性があり、核実験に使用された水爆の方が原爆より遥かに強力に広範囲に放射性降下物を撒き散らしたことが判明しているのだから、被災船員の健康被害の救済を一との原告らの訴えに理解を示し、メディア報道も触れたように「長年にわたって省みられることが少なかった漁船員の救済の必要性については改めて検討されるべきとも考えられる」と判示したのです。

国家賠償が認められなかったのは残念ですが、勝ち取ったものも大きいと思います。高知県の高校教師だった山下正寿さん（太平洋核被災支援センター事務局長）と地元高校生たちの30年以上に及ぶ被害者発掘の努力と、裁判に打って出た被災元船員たちの勇気、支援者のみなさんに深い敬意を表したい。原告側は高松高裁に控訴しました。国は「被ばくはなかった」と必死で言い張ってくるでしょう。核兵器禁止条約の成立を後押しした地球市民社会とスクラムを組み、ビキニ事件は終わっていないことを世界中に知らせる中で、日本政府に被災者救済を迫りましょう。

（当会常任世話人）

* * * * *

編集後記

●湖南省の地域自然エネルギーの取り組みは4年前に取材したときよりも「福祉を軸に」定着・発展していることに感動を覚えた。各地で地域の特性に合わせた自然再生エネルギーが花開くことを期待したい。●娘と沖縄へ出かけた。改めて沖縄の置かれている現状を考える機会に。米軍下では1300発の核兵器が貯蔵されていた。1972年沖縄の本土復帰が実現。当時「核抜き」と言われていたが、実は有事の際、沖縄への核兵器の再持ち込みを容認する密約がされていた。いま、辺野古への米軍新基地建設の是非が沖縄知事選の最大の争点に。今春、秋葉外務事務次官が在米日本大使館の公使時代、沖縄への核貯蔵庫建設に肯定的な姿勢を米国に示していたメモの存在が明らかに。（長長）

編集・発行: 非核の政府を求める京都の会 〒606-8397 京都市左京区聖護院川原町 4-13 教育会館別館 1 階
Tel・Fax: 075-771-0729 Mail: hikaku-kyoto@nifty.com ホームページ: <http://hikaku-kyoto.la.coocan.jp/>